

# 枕崎市等第3次地球温暖化対策実行計画

平成28年度～平成32年度

平成28年4月

枕 崎 市

南薩地区衛生管理組合

# 目 次

## 第1章 基本的事項

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 計画策定の背景        | 1 |
| 2 計画目的           | 2 |
| 3 基準年度・計画期間・目標年度 | 2 |
| 4 対象範囲           | 2 |
| 5 対象とする温室効果ガス    | 2 |

## 第2章 第1次・第2次計画における目標達成状況

|            |   |
|------------|---|
| 1 第1次計画の概要 | 3 |
| 2 第2次計画の概要 | 3 |

## 第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

|                   |   |
|-------------------|---|
| 1 基準年度の温室効果ガスの排出量 | 4 |
| 2 温室効果ガス要因別の排出情況  | 6 |
| 3 削減目標            | 7 |

## 第4章 具体的な取組

|                    |    |
|--------------------|----|
| 1 物品購入等に関する取組      | 8  |
| 2 自動車に関する取組        | 8  |
| 3 庁舎、施設の管理に関する取組   | 9  |
| 4 土木・建築等公共工事に関する取組 | 11 |

## 第5章 推進・点検体制等

|                 |    |
|-----------------|----|
| 1 推進体制          | 13 |
| 2 点検体制          | 13 |
| 3 職員の意識向上に向けた取組 | 13 |
| 4 公表方法          | 13 |
| 5 その他           | 13 |

## 参 考

|                          |       |
|--------------------------|-------|
| 1 枕崎市等地球温暖化防止活動実行委員会設置要綱 | 15～17 |
|--------------------------|-------|

## 第1章 基本的事項

### 1 計画策定の背景

1760年頃から始まった産業革命以降、人間は化石燃料を大量に燃やしてエネルギーを得る生活を現在まで続けています。

このため、人間活動による二酸化炭素排出量は増加し、これに伴い大気中の二酸化炭素濃度はふえ続けて、地球の気温が上昇し続けています。この「地球温暖化」により、最近100年間では0.74°C上昇し、100年後の世界気温は1.8~4.0°Cさらに上昇すると予測されています。

「地球温暖化」により、気温の上昇、海面水位の上昇、気象への影響、降水量の変化、生態系・自然環境への悪影響が懸念されています。

平成9年には、地球温暖化防止京都会議(COP3)が京都で開催され、京都議定書が採択され、平成17年2月に発効されました。この議定書では、我が国は温室効果ガスの総排出量を「2008年(平成20年)から2012年(平成24年)」の第1約束期間に、1990年(平成2年)比で6%削減するとの目標が定められました。

国内では、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が公布され、平成11年4月に施行され、地方公共団体は、事務事業に伴う温室効果ガス排出抑制等のための措置に関する計画を策定し、計画内容と実施状況について公表することが義務付けられました。

本市は「枕崎市等地球温暖化防止活動実行計画」を平成17年度に策定しました。それに基づき第1次実行計画(平成18年度～平成22年度)及び第2次実行計画(平成23年度～平成27年度)を策定し、温室効果ガス排出抑制等による地球温暖化防止に関する取組を行ってきました。第2次の計画期間が終了したことから引き続き、市の事務及び事業に関し、率先して地球温暖化対策に向けた取組みを推進するため、第3次の実行計画を策定しました。

## **2 計画目的**

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第21条第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものであります。枕崎市の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

## **3 基準年度・計画期間・目標年度**

基準年度を平成26年度とし、計画の期間を平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5年間とします。

目標年度については、平成32年度（2020年度）とします。

ただし、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。

## **4 対象範囲**

実行計画は、枕崎市が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設（廃棄物処理、水道、下水道、公立学校、公立病院等も含む。）を対象とします。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外ですが、可能な限り受託者に対して実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するよう要請します。

## **5 対象とする温室効果ガス**

実行計画で削減対象とする温室効果ガスは、法で定められた削減対象となる、二酸化炭素( $\text{CO}_2$ )・メタン( $\text{CH}_4$ )・一酸化二窒素( $\text{N}_2\text{O}$ )・ハイドロフルオロカーボン類(HFC)・パーカーフルオロカーボン類(PFC)・六フッ化硫黄( $\text{SF}_6$ )の6種類のガスとします。ただし、排出量の把握が極めて困難である場合は、対象から除くものとします。

## 第2章 第1次・第2次計画における目標達成状況

### 1 第1次計画の概要

- ①計画期間 平成18年度～平成22年度（5箇年）
- ②計画目標 平成12年度を基準とし、平成22年度までに6%削減
- ③温室効果ガス排出量の推移及び目標達成の状況
  - ・平成18年度～平成22年度までの温室効果ガスの排出量は次のとおりです。
  - 6%削減の考え方：削減基準年の排出量×5箇年×0.94>平成18～22年度の排出量の合計
  - CO<sub>2</sub>換算温室効果ガスの排出量は5年間で平成12年度排出量から10.1%の削減となりました。

| 項目      | 単位                 | 基準年度<br>12年度 | 1年目<br>18年度 | 2年目<br>19年度 | 3年目<br>20年度 | 4年目<br>21年度 | 5年目<br>22年度 |
|---------|--------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 総排出量    | kg-CO <sub>2</sub> | 4,731,802.0  | 4,724,047.4 | 4,433,601.2 | 4,407,755.9 | 3,890,634.2 | 3,811,938.6 |
| 基準年度比較  | kg-CO <sub>2</sub> | -            | △ 7,754.6   | △ 298,200.8 | △ 324,046.1 | △ 841,167.8 | △ 919,863.4 |
| 削減率（累計） | %                  | -            | △ 0.2       | △ 3.2       | △ 4.4       | △ 7.8       | △ 10.1      |

### 2 第2次計画の概要

- ①計画期間 平成23年度～平成27年度（5箇年）
- ②計画目標 平成21年度を基準とし、平成27年度までに5%削減
- ③温室効果ガス排出量の推移及び目標達成の状況
  - ・平成23年度～平成26年度までの温室効果ガスの排出量は次のとおりです。
  - 5%削減の考え方：削減基準年の排出量×5箇年×0.95>平成23～27年度の排出量の合計
  - CO<sub>2</sub>換算温室効果ガスの排出量は4年間で平成21年度排出量から31.6%の増加となりました。

| 項目      | 単位                 | 基準年度<br>21年度 | 1年目<br>23年度 | 2年目<br>24年度 | 3年目<br>25年度 | 4年目<br>26年度 | 5年目<br>27年度 |
|---------|--------------------|--------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 総排出量    | kg-CO <sub>2</sub> | 3,890,634.2  | 3,855,157.0 | 5,125,481.0 | 5,687,026.4 | 5,805,320.5 |             |
| 基準年度比較  | kg-CO <sub>2</sub> | -            | △ 35,477.2  | 1,234,846.8 | 1,796,392.2 | 1,914,686.3 |             |
| 削減率（累計） | %                  | -            | △ 0.9       | 15.4        | 25.7        | 31.6        |             |

※累計の対基準年削減率計算方法：

$$\text{累計温室効果ガス (各年度合計)} \div (\text{基準年度発生量} \times \text{経過年数}) \times 100$$

## 第3章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

### 1 基準年度の温室効果ガスの排出状況

基準年度（平成26年度）の温室効果ガス排出量は、次のとおりである。

単位:kg-CO<sub>2</sub>, %

| 種類               | 枕崎市         | うち消防署 |          | 衛生管理組合 |             | 構成比   |
|------------------|-------------|-------|----------|--------|-------------|-------|
|                  |             |       | 構成比      |        | 構成比         |       |
| CO <sub>2</sub>  | 3,360,224.9 | 97.0  | 62,846.6 | 99.0   | 2,203,896.3 | 94.1  |
| CH <sub>4</sub>  | 27,203.6    | 0.8   | 33.5     | 0.1    | 11,613.1    | 0.5   |
| N <sub>2</sub> O | 76,123.2    | 2.2   | 550.8    | 0.9    | 126,259.4   | 5.4   |
| HFC              | 0.0         | 0.0   | 0.0      | 0.0    | 0.0         | 0.0   |
| PFC              | 0.0         | 0.0   | 0.0      | 0.0    | 0.0         | 0.0   |
| SF <sub>6</sub>  | 0.0         | 0.0   | 0.0      | 0.0    | 0.0         | 0.0   |
| 計                | 3,463,551.7 | 100.0 | 63,430.9 | 100.0  | 2,341,768.8 | 100.0 |

【参考】

基準年度（平成26年度）の温室効果ガスの原因となる燃料等の使用状況

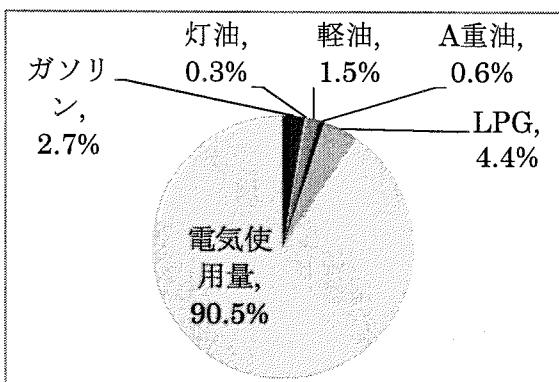
| 項目       |              |             | 単位 | 枕崎市       | うち消防署  | 衛生管理組合    |
|----------|--------------|-------------|----|-----------|--------|-----------|
| 温室効用ガス算定 | 燃 料 使 用 量    | ガソリン(混合含む)  | ℓ  | 38,446    | 6,827  | 1,412     |
|          |              | 灯油          | ℓ  | 4,031     | 2,024  | 66,000    |
|          |              | 軽油          | ℓ  | 19,914    | 4,676  | 4,305     |
|          |              | A重油         | ℓ  | 7,800     | -      | 12,000    |
|          |              | 液化石油ガス(LPG) | kg | 48,621    | 68.4   | 80        |
| ス        | 電気使用量(九州電力㈱) | kWh         |    | 4,931,129 | 48,078 | 3,229,221 |
|          | 自動車の走行距離     | 普通・小型乗用車    | km | 1,699     | -      | -         |
|          |              | 軽乗用車        | km | 6,879     | -      | -         |
|          |              | 普通貨物車       | km | 44,393    | 41,449 | -         |
|          |              | 小型貨物車       | km | 140,338   | -      | 3,050     |
|          |              | 軽貨物車        | km | 202,922   | 2,105  | 2,112     |
|          | 廃棄物焼却量       | 普通・小型乗用車    | km | 33,694    | -      | -         |
|          |              | 普通貨物車       | km | 58,402    | 8,135  | -         |
|          |              | 小型貨物車       | km | 41        | -      | -         |
|          |              | 特殊用途車       | km | 294       | -      | -         |
|          | 連続燃焼式        | t           | -  | -         | -      | 7,181     |
|          | 下水道処理量       | m³          |    | 1,463,935 | -      | -         |

## 2 温室効果ガス要因別の排出状況

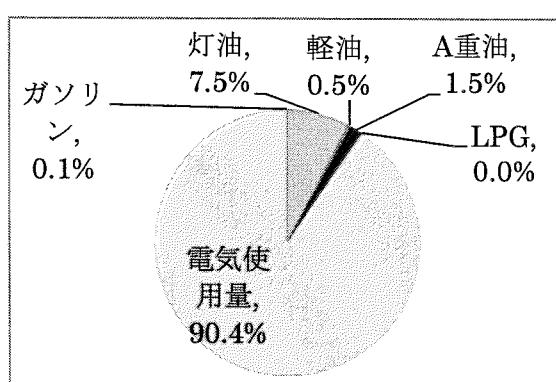
基準年度（平成26年度）の温室効果ガス排出量を排出要因別に見ると次のとおりである。

### (1) 二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)

枕崎市（消防含む）

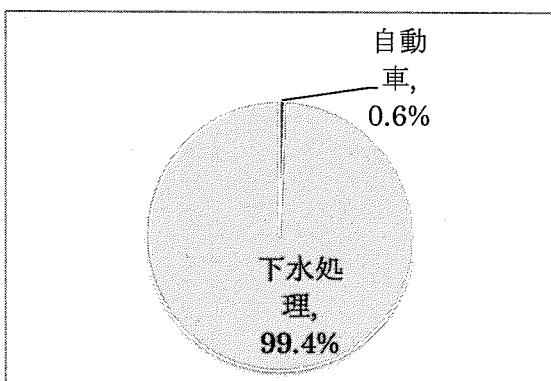


南薩衛生管理組合

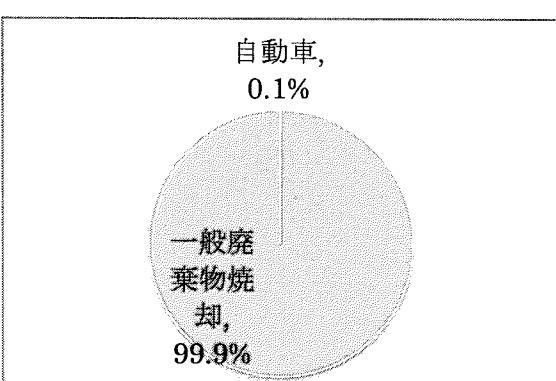


### (2) メタン (CH<sub>4</sub>)

枕崎市（消防含む）

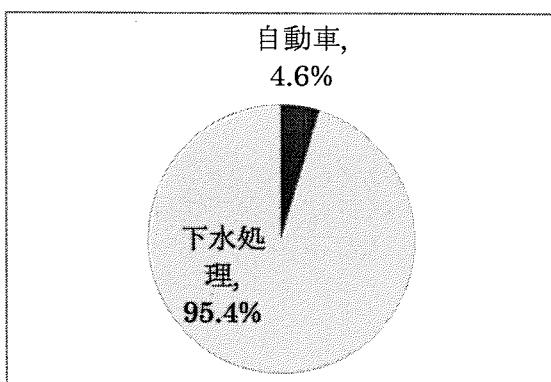


南薩衛生管理組合

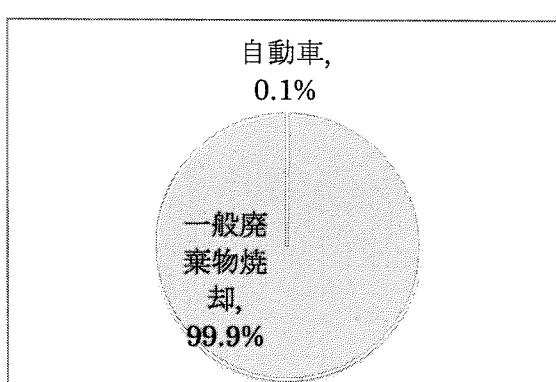


### (3) 一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)

枕崎市（消防含む）



南薩衛生管理組合



### 3 削減目標

#### ①第3次計画における削減目標値

市役所の事務及び事業から生じる温室効果ガスの排出量を削減するため、第3次計画においても第1次・第2次計画同様に削減目標値を定めて取り組むこととします。

削減目標値を設定するにあたっては、各施設の事務及び事業の性質や将来にわたる使用見込み等を総合的に勘案することが重要になってきます。

しかし、行政活動の質、量、処理方法などの見通しについて、現時点での第3次計画の最終年度まで把握することが困難な状況といえます。

そこで、第1次・第2次計画の取組み実績を踏まえ、最終年度終了時に基準排出量の5%削減を目指します。

#### ②基準排出量

市役所が行うすべての事務及び事業から生じる平成26年度の温室効果ガスの排出量とします。

##### (1)枕崎市

| 種類               | 基準年度排出量<br>(平成26年度) | 削減目標 | 目標年度排出量<br>(平成32年度) |
|------------------|---------------------|------|---------------------|
| CO <sub>2</sub>  | 3,360,224.9         | 5%   | 3,192,213.6         |
| CH <sub>4</sub>  | 27,203.6            | 5%   | 25,843.4            |
| N <sub>2</sub> O | 76,123.2            | 5%   | 72,317.0            |
| 計                | 3,463,551.7         | 5%   | 3,290,374.0         |

##### (2)南薩地区衛生管理組合

| 種類               | 基準年度排出量<br>(平成26年度) | 削減目標 | 目標年度排出量<br>(平成32年度) |
|------------------|---------------------|------|---------------------|
| CO <sub>2</sub>  | 2,203,896.3         | 5%   | 2,093,701.4         |
| CH <sub>4</sub>  | 11,613.1            | 5%   | 11,032.4            |
| N <sub>2</sub> O | 126,259.4           | 5%   | 119,946.4           |
| 計                | 2,341,768.8         | 5%   | 2,224,680.2         |

## 第4章 具体的な取組

### 1 物品購入等に関する取組

物品等の購入に当たり、環境への負荷が少ない製品等を購入することで、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

| 行動項目             | 具体的な活動   | 例   |
|------------------|--|---|
| (1) 紙製品の購入       | ① コピー用紙及び印刷用紙の購入に当たっては、古紙配合率70%以上かつ白色度70%以下のものを購入する。                             | コピー用紙<br>印刷用紙                                       |
|                  | ② フォーム用紙及びその他の印刷用紙は、古紙配合率が高いものを購入する。   | 帳票類<br>OA用紙   |
|                  | ③ 紙製品の購入に当たっては、古紙配合率が高く、白色度の低いものや、古紙とケナフ等非木材紙が配合されたものを購入する。                      | 更紙、画用紙、工作紙、色紙、作文用紙、封筒、報告書、広報紙、ポスター、パンフレット、名刺        |
|                  | ④ 印刷物には、古紙や非木材配合率の高い再生紙を指定するとともに古紙配合率・白色度を記載する。                                  |   |
|                  | ⑤ 印刷物は、特殊コーティングされていない再資源化が容易な非塗工紙を原則として使用する。                                     |   |
|                  | ⑥ 衛生紙は、すべて古紙配合率100%の製品を使用する。   | トイレットペーパー、ティッシュペーパー                                 |
| (2) 事務用品の購入      | ① エコマークやグリーンマークなど環境マークが表示されているものや、同等の製品を可能な限り購入する。ただし、購入商品に該当するものが無い場合を除く。       | 事務機器等<br>一般事務用品                                     |
|                  | ② 購入に当たっては、仕様書等に簡易包装を明記し、過剰包装にならないよう業者に要請する。                                     |   |
|                  | ③ 納品時に使用された包装材や容器等は、納入業者での再利用を要請する。  | 段ボール等   |
|                  | ④ 使用後は、リサイクルしやすい又はできる製品を購入する。  |   |
|                  | ⑤ 詰め替え可能な洗剤や文具等を購入する   | ボールペン、事務用のり、台所用洗剤等                                  |
| (3) 事務機器・電気製品の購入 | ① 電気製品は、エネルギー消費効率の高い省エネルギー型の製品及びリサイクルが可能で環境への負荷の少ないものを購入する。                      | 冷蔵庫、テレビ、エアコン、LED照明等                                 |
|                  | ② OA機器は、国際エネルギーestarマークが表示されている製品及び国の推奨リストに記載されている製品及びリサイクルが可能で環境の負荷の少ないものを購入する。 | OA機器 7品目<br>コンピューター・ディスプレイ・プリンタ・ファクシミリ・複写機・複合機・スキャナ |
|                  | ③ 電気製品及びOA機器のリースに当たっては、①及び②と同様とする。   |   |

### 2 自動車に関する取組

自動車の購入及び使用に当たり、環境への負荷が少ない自動車等を購入することで、環境負荷の低減を図ることを目的とする。

| 行動項目             | 具体的な活動  | 例            |
|------------------|---|--------------|
| (1) 低公害車などの計画的導入 | ① 低公害車「ハイブリッド、天然ガス、電気自動車」などを計画的に導入する。<br>② 低NOx、低燃費型を購入する。  |              |
| (2) 公用車の利用合理化    | ① 荷物の積み下ろし、人待ち、待機時の場合は、エンジンを停止する。<br>② 急発進、急加速を控え、無駄な荷物は積載しない。また、経済運行速度（一般道路で40～60km/h）運転を厳守する。<br>③ 法定点検以外に定期的な車の整備、タイヤ空気圧調整などを励行する。<br>④ 公用車を利用する場合は、相乗りによる効率的な利用を図る。<br>⑤ 行き先が近距離の場合は、徒歩又は自転車の利用を推進する。 | アイドリングストップ運動 |
| (3) 自動車利用の自粛     | ① 勤務地に近距離の職員に対しては、徒歩又は自転車の利用を実施する。<br>② ノーカーデーを実施する。  | 自転車の利用       |

### 3 庁舎、施設の管理に関する取組

電気、燃料等の使用に当たり、徹底的に無駄を省いて省資源を推進し、温室効果ガスを削減する。

また、4 R (Refuse, Reduce, Reuse, Recycle)を実践し、廃棄物の発生抑制、再資源化向上を図ることを目的とする。

| 行動項目          | 具体的な活動  | 例   |
|---------------|---|---|
| (1) 紙類の使用     | ① 使用済み用紙の裏面利用や両面コピーを徹底する。<br>② ポスター及びカレンダーの裏面利用をする。<br>③ 庁内文書には、使用済み用紙の裏面を利用する。<br>④ 会議資料の簡素化、縮小化と資料の共有化に努める。<br>⑤ 各種資料は共有化を図り、個人所有の資料は無くすよう努める。<br>⑥ 庁内回覧等できる限り集約し、必要最小限にする。<br>⑦ 庁内LANを推進し、ペーパーレス化を図る。<br>⑧ ファクシミリは、送付書を省略できるものは省略し、送受信者名等は本文余白を利用するよう心掛ける。<br>⑨ 会議等においては、なるべく封筒を利用しない。 | 裏面コピー<br>両面コピー<br>名刺、メモ用紙等<br>ページ数・部数の適正化、添付資料の見直し<br>ファイリングシステムの活用<br>電子メールの推進<br>封筒の使用制限、<br>使用済み封筒の再利用 |
| (2) 省エネルギーの推進 | ① 冷暖房は、適切な温度(冷房28度以上、暖房20度以下が基準)に設定し、過度とならない空調管理を行う。  | 適温励行・補修点検   |

|                     |  |                    |
|---------------------|--|--------------------|
| (電気使用量の削減)          | ② 原則として始業前、昼休みは、廊下を含めて消灯するとともに、時間外勤務時間には不必要的照明は、消灯する。                        | 照明点灯時間の短縮          |
|                     | ③ OA機器、複写機、照明器具機等の電気製品は、低電力モード利用及び隨時省エネ型に更新するなど省電力化に努める。ただし、支障がある機器は除く。      | 省エネモードの利用、省エネ型への更新 |
|                     | ④ 帰宅時は必ず主電源を切り、コンセントを抜いてよい物は待機電力を節約するために抜くようとする。ただし、支障がある機器は除く。              | 待機電力の節減            |
|                     | ⑤ 湯沸室、トイレ及び倉庫等断続的に使用する個所の照明は、使用都度点灯する。                                       |                    |
|                     | ⑥ 日中は自然光を取り入れて、窓際の照明ができるだけ消灯する。  | 照明点灯箇所の節減          |
|                     | ⑦ 照明器具の反射傘(板)を磨き、照明機器の性能保持に努める。  | 定期的な清掃             |
|                     | ⑧ カーテン、ブラインドの有効利用により、室内の明かり、室温を調整する。   | カーテン、ブラインドの活用      |
|                     | ⑨ 各課等に温度計を置き、室温をこまめに調整する。  | 温度計の配置             |
|                     | ⑩ エアコンフィルターを定期的に清掃する。  | 定期的な清掃             |
|                     | ⑪ 夏季(6~9月)の庁内執務時は、原則的にネクタイを着用しないなど軽装を推進し、冬季は、インナーウェアを着用するなど時節にあわせた適切な服装に努める。 |                    |
|                     | ⑫ 自動販売機の設置台数の見直しや省エネルギー型への転換について、設置業者に協力を求める。                                | 節電、待機モードへの切替       |
|                     | ⑬ 自動販売機の照明を消す。   |                    |
| (3) 水道水の节水          | ① 水道水の节水に努める。  | 節水フラッシュバルブの使用      |
|                     | ② 公用車の洗車に当たっては、节水に努める。   |                    |
|                     | ③ 感知式の洗浄弁や自動水洗など、节水に有効な機器の設置に努める。  |                    |
|                     | ④ 水漏れ点検を徹底する。  |                    |
| (4) ごみの減量化、リサイクルの推進 | ① 住民への広報のための冊子・パンフレット・ポスター・報告書等の印刷物については、発行の必要性の有無・発行回数・発行部数・ページ数を精査して行う。    |                    |
|                     | ② 使用済み封筒や古封筒の再利用を図る。また、再利用後は、分別しリサイクルに努める。                                   |                    |
|                     | ③ シュレッダーの使用は、文書を限定し、ごみの資源化に努める。  | シュレッダーごみ           |
|                     | ④ 詰め替え可能な製品(洗剤、文具等)を積極的に利用し、廃棄物を減らして、製品の長期使用に努める。                            |                    |
|                     | ⑤ 物品を店舗等で直接購入する際は、買い物袋等を持参する。  |                    |
|                     | ⑥ ファイル、フォルダー等は、再利用する。  |                    |
|                     | ⑦ 備品、事務用品等については大切に使用し、修繕等により長期的使用と節約を図る。                                     |                    |

|                   |  |                |
|-------------------|--|----------------|
|                   | <p>⑧ コピー機、プリンターのトナーカートリッジを回収し、リサイクルを進める。</p> <p>⑨ 庁内、庁外施設において、紙類、ビン、缶などの分別を徹底し、リサイクルに努める。</p> <p>⑩ 未使用などの事務用品を回収し、配布再利用する。</p> <p>⑪ 調理施設においては、献立内容や調理の工夫などで残飯と生ごみの減量に努力するとともに、原材料の梱包再利用可能なものにする。<br/>また、調理施設から出た残飯は、養豚業者による回収及び堆肥施設やコンポスト化などにより資源化を図る。</p> |                |
|                   |  | 給食センター<br>市立病院 |
| (5) 化学物質の適正管理及び処理 | ① 廃棄する公用車、電化製品などの特定フロンを適切に回収処理されるようにする。  |                |
| (6) 緑化、美化の推進      | <p>① 公共施設の緑化を推進し、美化に努める。</p> <p>② 公共施設の屋上・壁面緑化の促進を図る。</p>  |                |

#### 4 土木・建築等公共工事に関する取組

自然環境を活かし、自然と共生できる施設の整備と建設廃棄物の削減及び再生資源有効利用の促進を目的とする。

| 行動項目                      | 具体的な活動  | 例   |
|---------------------------|---|---|
| (1) 事業の構想、計画段階からの環境保全への配慮 | <p>① 事業対象地区周辺の環境への配慮、負荷の低減に努める。</p> <p>② 騒音、振動など公害の発生を極力抑制し、周辺環境への配慮に努める。</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・開発行為による環境影響の最小化</li> <li>・低騒音低振動機器の導入</li> <li>・既存施設の有効利用</li> <li>・複合施設等多目的な施設の設計</li> </ul>   |
| (2) 再生品などの利用（温室効果ガスの低減）   | <p>① アスファルト、コンクリートの建設廃材の再生路盤材、再生骨材の使用拡大に努める。</p> <p>② 間伐材の利用を促進するように努める。</p>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・再生資源の利用</li> <li>・建設副産物の有効利用</li> <li>・間伐材の利用促進（大断面集成材等の利用）</li> </ul>  |
| (3) 使用材の制限                | ① コンクリート型枠(木材)は、熱帯木材を極力使用しないように努める。   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・鋼板等の型枠の使用</li> </ul>  |
| (4) 省エネ設備の推進              | ① 省エネ型の空調設備、照明器具の採用、断熱、通風に配慮した構造設計に努める。                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄熱式空調システム等の導入検討</li> <li>・省エネ型照明機器の導入</li> <li>・コージェネレーションシステム（熱電併給システム）の導入検討</li> <li>・外気の流入、遮断が可能な建具の採用</li> <li>・複層ガラス、熱反射ガラスの採用</li> <li>・自然光を活用した設計に努める</li> </ul> |

|                        |   |   |
|------------------------|---|---|
|                        |   | める。   |
| (5) 水の有効利用・再利用         | ① 处理水の有効利用、合理化に努める。<br>② 循環使用設備の整備に努める。<br>③ 雨水利用設備の導入を検討する。            | ・排水再利用施設の導入検討<br>・感知式洗浄弁、節水コマ、自動水栓等の節水器具の導入<br>・雨水を貯蔵し、有効利用を図る。   |
| (6) クリーンエネルギーの利用       | ① 太陽光、風力発電設備などの活用、利用を検討する。  | ・太陽光発電、太陽熱温水器、風力発電等の導入検討<br>・廃棄物処理・排熱活用の検討  |
| (7) 燃料の抑制（温室効果ガスの排出抑制） | ① 燃料設備は、環境への負荷の少ないものに努める。<br>② 工事車両等からの温室効果ガスの排出抑制に努める。                 | ・エネルギー効率の良い設備の導入、更新に努める。<br>・代替フロンを使用しない設備の導入に努める。<br>・工事車両、機器等の運行方法を事前に検討する。                                     |
| (8) 建設廃棄物の適正処理         | ① 廃棄物処理計画書の提出を指示する。<br>② 発生土を抑制し、現場間での有効利用に努める。<br>③ 有害廃棄物の処理対策の徹底に努める。 | ・建設廃棄物の処理状況の確認を行う。<br>・廃棄物の発生量の把握<br>・他の公共事業との情報交換により、廃棄物を有効利用する。<br>・廃棄物の一時保管場所を整備する。<br>・アスベスト等有害廃棄物の適正処理を徹底する。 |

## 第5章 推進・点検体制等

### 1 推進体制

実行計画の推進については、職員一人一人が実践することとなるが、各課等において次のような役割を定めて円滑な推進を図る。

#### (1) 実行計画管理者……各所属長

各課等において、実行計画の推進を図る管理者を1人置く。管理者は、各課等における重点取組項目を決定するとともに、自ら率先して取り組むこととする。

また、職員が取り組みやすい環境づくりを行う。

#### (2) 実行計画担当者……各係長等（庶務担当者）

実行計画の各項目の点検やデータ収集等により報告書の作成を行う担当者を各係等に1人置く。（係等が複数の場合は、庶務担当係長が報告書作成等の統括責任者となる。）

#### (3) 実行計画推進者……各係等に1人

推進者は、実行計画管理者・実行計画担当者の業務に協力するとともに、職員が円滑に計画を実践できるよう連絡調整をする。

### 2 点検体制

#### (1) 各課等における点検

実行計画管理者は、毎年度当初に前年度の重点取組項目を含む計画の推進状況について自己評価を行う。

#### (2) 進行管理担当の業務

実行計画の行動目標[(1)～(3)のみ]における進行管理担当は、各課等からの報告書等に基づきその集計及び目標達成状況の点検を行い、3か月ごとに事務局に報告する。

#### (3) 実行委員会の業務

事務局は、各課等及び進行管理担当からの報告に基づき、全体的な取りまとめを行い、委員会及び作業部会にその結果を報告する。委員会及び作業部会は、その報告に基づき計画の見直し等を行う。

### 3 職員の意識向上に向けた取組

実行計画を実践する上で、全職員が環境に関する認識を深めることが重要であり、地球温暖化のみならず、環境問題全般についての知識の普及に努める。

そのため、新規採用職員研修等の各種職員研修や庁内広報等により情報提供を行い、職員の意識啓発に努める。

### 4 公表方法

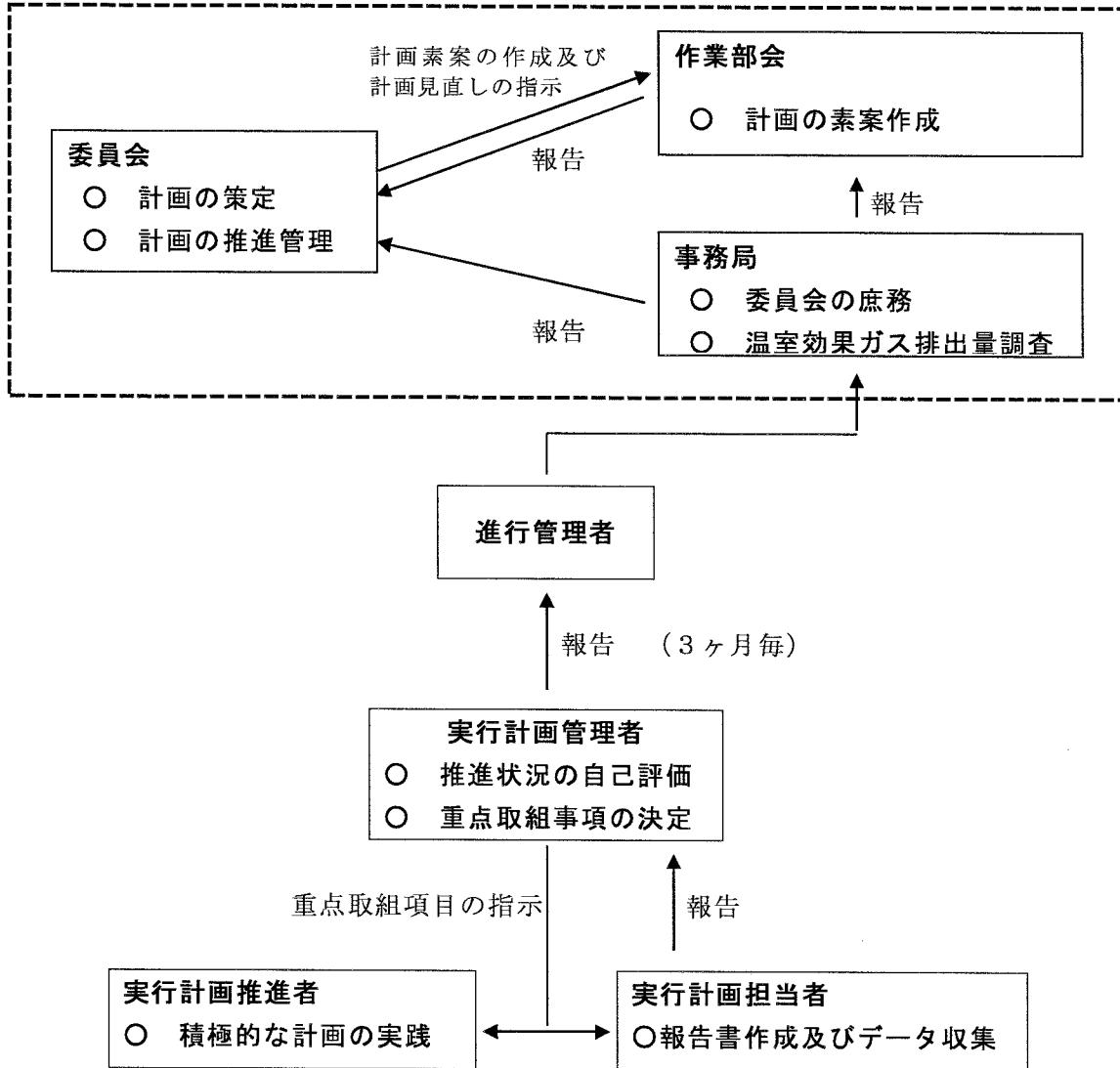
実行計画の策定、見直しをした場合は、広報まくらざき及び市ホームページで広く公表することとする。

### 5 その他

本計画は、平成28年4月1日から適用する。

## 推進・点検体制図

実行委員会（委員長：副市長）



## 枕崎市等地球温暖化対策実行委員会設置要綱

### (設置)

**第1条** 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3の規定に基づく地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）を策定し、実行計画に沿った事務事業の推進を図るため、枕崎市等地球温暖化対策実行委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

**第2条** 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進管理に関すること。

### (組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員（特別委員を含む。第5条第2項において同じ。）をもって組織する。

- 2 委員長は副市長、副委員長は市民生活課長をもって充てる。
- 3 委員（特別委員を除く。）は、総務課長、企画調整課長、市民生活課参事、健康課長、農政課長、下水道課長、市立病院事務長、会計課長、水道課長及び教育委員会総務課長をもって充てる。
- 4 特別委員は、消防署長及び南薩地区衛生管理組合内鍋清掃センター所長をもって充てる。

### (委員長及び副委員長)

**第4条** 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

### (会議)

**第5条** 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議は、副委員長及び委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ

開くことができない。

- 3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 4 会議の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(作業部会及び事務局)

**第6条 委員会に、作業部会を置く。**

- 2 作業部会は、委員会の指示により実行計画の素案を作成するとともに、策定された実行計画の推進管理について調査し、委員会に報告するものとする。
- 3 作業部会の会員は、職員の中から委員長が指名する者をもって充てる。
- 4 作業部会は、委員長が必要に応じて招集する。
- 5 事務局は、委員会の指示により温室効果ガス総排出量の調査を行い、委員会及び作業部会に報告するものとする。
- 6 事務局は、市民生活課に置き、委員会の庶務を行う。

(その他)

**第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。**

**附 則**

- 1 この要綱は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後、最初に招集される委員会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

**附 則 (平成20年7月3日制定)**

この要綱は、平成20年7月3日から施行する。

**附 則 (平成21年7月15日制定)**

この要綱は、平成21年7月15日から施行する。

**附 則 (平成22年7月29日告示第43号)**

この要綱は、平成22年7月29日から施行する。

**附 則 (平成23年5月30日告示第50号)**

この要綱は、平成23年5月30日から施行する。

**附 則**（平成25年3月29日告示第28号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。